

春日アロウズ バドミントン ジュニア クラブ 定款・規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本クラブは、「春日アロウズ バドミントンジュニアクラブ」(以下本クラブ)という。

(事 務 局)

第2条 本クラブは、事務局を代表宅に置くものとする。

(目 的)

第3条 本クラブは、「スポーツで子育て」を基本理念とし、会員がバドミントン競技や親子の親交を深めるレクリエーションに取り組むなかで、友人や親子の絆を深め、自主性と社会性と礼節を身につけ、挑戦する心、聞く力を獲得することを目的とする。

(活 動)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) バドミントン選手の育成・指導・調査・研究。
- (2) バドミントン大会や講習会への参加。
- (3) 会員同士や親子の親交を深めるためのレクリエーション。
- (4) その他本クラブの目的を達成するために必要な事項。

第2章 会 員

(入 会)

第5条 本クラブへの入会希望者とその保護者は、以下の条項をすべて満たすことで入会し会員となり、本クラブの活動に参加できる。(会員とその保護者を以下会員と記す。)

- (1) 入会申込書は本人または、その保護者が記入し、必要な費用を添えて代表または会計に提出すること。
- (2) 本クラブの会則及び規約を理解し遵守すること。
- (3) 代表が認めた者であること。

(お休み・休会・退会について)

第6条 会員は代表に申し出ること、退会することができる。会員の資格は、退会によって喪失する。休み・休会・退会には以下の手続きが必要である。

- (1) 長期で練習・活動を休む場合、次の練習日の前日までに役員に連絡をする。
- (2) 休会(1ヶ月以上)を希望する場合は、休会届を提出しなければならない。
- (3) 退会する者は必ず、退会月末日の 30 日前までに代表に連絡する。例:3月退会⇒3月末日3月31日の30日前なので、3月1日までに連絡。

(退会・除名・移籍の注意事項)

第7条 退会・移籍する者、及び除名される者は、以下の事項を全て遵守すること。

- (1) 退会・移籍は、トラブルの元になる嘘をつかず、お互い快い退会になるよう心がけるとともに、他クラブへの移籍は、その後対戦相手になるので、慎重な検討を心がける。
- (2) 本クラブを退会や除名されると、その年度はバドミントン協会小学生連盟の規約により公式戦には出場できなくなる。
- (3) 退会・除名時は、個人情報保護のため必ず春日アロウズ関連の LINE アカウントをブロック・削除しなければならない。
- (4) 春日アロウズの活動で知ったバドミントンの練習内容や練習方法や練習器具や教え

方など、一切の口外や執筆や製作などをしてはならない。

(義 務)

第8条 会員と会員の保護者は、以下の義務を負う。

- (1) 規約を遵守し、相互に協力し、本クラブの発展に努める。
- (2) 活動中の事故を未然に防ぐため、安全のための自己管理に努める。
- (3) 本クラブで活動する会員は、スポーツ安全保険に加入する。
- (4) 小学生、中学生の会員は、本クラブ指定の団体へ加入しなければならない。
- (5) 個人バドミントン練習は、本クラブの活動時間外で行なわなければならない。
- (6) 会員の保護者は、本クラブ内連絡の効率化の為、スマホアプリ LINE(ライン)で連絡ができるようにし、代表の連絡には速やかに返答しなければならない。
- (7) 会員の保護者は、役員からの要請があれば、練習の手伝い、体育館の予約、車の乗り合わせ、体育館の鍵の借り出しと返却、大会の審判、合宿・レクレーションのお手伝いなど、本クラブの活動を円滑に行うため、役員や会員やコーチの援助をしなければならない。
- (8) 他のバドミントンクラブの活動に参加する場合は、代表の許可が必要である。
- (9) 代表や役員に対し、報告できない、隠し事をしないといけないバドミントン練習へは行かない。
- (10) 会員が未就学児の場合、保護者が付き添いをしなければならない。

(除 名)

第9条 以下の条項に当てはまる会員は、総会の決議により本クラブから除名することができる。除名を受けたものは会員の資格を喪失し、本クラブの活動に参加できなくなる。

- (1) 本クラブの規約を遵守しない者。
- (2) 本クラブの活動を妨げた者。
- (3) 本クラブの和を乱した者。
- (4) コーチや代表の指導や要請を実行しない者。
- (5) 2 か月の会費の滞納、支払期限を守らなかった者。
- (6) 休会届けの提出や申出も無く、一ヵ月以上本クラブの活動不参加の者。
- (7) 役員が本クラブの会員に不適合と判断した者。

第3章 組 織

(構 成 員)

第10条 本クラブは、会員・会員の保護者、役員をもって構成する。

(役 員)

第11条 本クラブの円滑な運営を図るため、次の役員を置く。

- (1) 代表:1 名
- (2) 会計:1名
- (3) 会員代表:1名

(代 表)

第12条 代表は本クラブの活動を総理する。代表は「林田将伸」とする。代表が代表としての職務が不能になった場合、「林田静香」が代表を代行し、代表代行がコーチを任命する。

(会 計)

第13条 会計は総会での代表の指名によって決定する。会計は本クラブの会費の会計・管理をする。任期は1年とする。会計が欠けたときは代表がその職務を代行する。

(会 員 代 表)

第14条 会員代表は総会での代表の指名によって決定される。任期は4月～3月の1年とする。

第4章 会 費 ・ 費 用

(会 費 ・ 費 用)

第15条 会員の会費・費用は次のものとする。

- (1) 入会金 5,500 円
- (2) 月会費 通常コース 3,850 円
- (3) 月会費 選手コース 2,000 円 (通常コースと合わせて納付)
- (4) スポーツ安全保険料 中学生以下 800 円 大人 1,850 円 (年度ごと)
- (5) 日本バドミントン協会登録費 小学生 1,000 円 (年度ごと)
- (6) 小学生バドミントン連盟登録費 小学生 500 円 (年度ごと)
- (7) 年会費 4,950 円 (入会の翌年度から必要)
- (8) 通常コース会員の選手コース試合練習への参加費 500 円/1回
- (9) 合宿・練習試合・各種大会等・特別練習・レクリエーションの参加費用など。

(支 払 期 限)

第16条 会員とその保護者は活動に必要な費用を、期限までに会計に支払うこととする。

- (1) 入会金、月謝、保険料、各種加入団体登録費(小学生のみ)を入会時に支払う。
- (2) 月謝はその月の末日までに翌月分を支払うこととする。(例:2月に3月分を支払う)
- (3) 3月の月謝には、翌年度分の保険料、加入団体登録費、年会費を添えて支払う。
- (4) 試合練習・合宿・試合・各種大会等・特別練習・レクリエーションの参加に伴う費用などは、その都度参加者が支払う。

(家 族 割 引)

同居家族が会員の場合、同居家族分の月謝を 500 円引きとする。会員3人の場合は2人分の1,000 円引き。4人では3人分の1,500円引きとする。

(お 手 伝 い 割 引)

第17条 入会から3か月以上経過し、会員の保護者が一ヵ月間継続して週三回以上練習のお手伝いをしている場合は、翌月の選手コース月会費 2,000 円を無料とする。この割引は兄弟児も対象とする。

(会 計 年 度)

第18条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第5章 総 会

(総 会 議 決)

第19条 総会(2 月～3月)は、本クラブの決議機関として、役員の出席をもって開催され、その成立は、役員の半数以上の出席、または欠席については委任扱いとし、総会における決議案は、役員の過半数をもって議決される。

(審 議 内 容)

第20条 総会では、本年度活動報告、及び会計報告、次年度活動計画、及び予算案、役員の改選、規約の改正、その他必要事項など審議される。

(臨 時 総 会)

第21条 臨時総会は、代表または役員が必要と認めたときに召集して開催することができる。

(例 外 規 定)

第22条 本規約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、円滑な本クラブ運営を鑑み代表が決定する。

(要望反映)

第23条 本規約について会員の要望は役員が随時受け付け、迅速な本クラブ運営を鑑み、代表がその要望の可否を決定する。

(総会開催方法)

第24条 総会は、本クラブ役員グループ LINE 内でも開催できることとする。その場合グループ LINE の内容が議事録となる。

第6章 免責規定

(トラブル・事故・怪我の責任)

第25条 本クラブでは事故が起きないよう万全の注意を払うが、活動をするうえでトラブルや怪我など損害が起こってしまった場合の対応は以下の通りとする。

- (1) 活動に伴い生じたトラブル・事故・怪我・交通事故などの損害について、本クラブ及び役員はいかなる責任を負わず自己責任とする。
- (2) 活動で発生した、接触を含む不慮の事故による怪我や損害については、スポーツ安全保険の範囲内で対応する。
- (3) 保護者が本クラブの活動に参加する場合の事故・怪我も自己責任とする。保護者もスポーツ保険の加入ができるので、希望があれば代表に申し出ることとする。
- (4) 送り迎えなど乗り合わせについては、依頼者と被依頼者がお互いに事故など起こりうるリスクを理解の上行う。また事故については当事者間で話し合うこととする。
- (5) トラブルが起こった場合、関係者全員で解決に向かうように協力・努力し、冷静に協議を行うこととする。最終的な判断に迷う場合は、代表の判断に従うものとする。

第7章 写真・動画について

(写真・動画の取り扱い)

第26条 本クラブの活動中に撮影した写真や動画は、代表や会員の保護者の許可なく SNS やインターネットに掲載してはならない。

第27条 本クラブのチラシや、インターネット・SNSなどで、活動報告、会員限定のインターネットアルバムなどで、会員や会員の保護者の写真や動画や名前を掲載することがあるが、掲載を希望しない場合は代表に申告する。

第28条 一度インターネットに掲載した写真や動画や名前は、削除や差し替えが難しいため、掲載後の削除や差し替え希望には応じられない。

第8章 ゲスト・ビジター

(利用資格)

第29条 ゲスト・ビジターの参加費は1人500円とする。参加する者は、以下の条項をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 本クラブ規約に同意する者。
- (2) 本クラブに定期的に通う会員ではない者。
- (3) 代表が認めた者。

(免責)

第30条 ゲスト・ビジター練習での活動の場合、スポーツ安全保険の加入が難しいため、活動参加中のトラブルや怪我などのすべての損害について全てゲスト・ビジターの自己責任とする。

第9章 練習手伝い・未就学児の保護者の付き添いの免責について、
(付 き 添 い ・ 練 習 手 伝 い の 免 責)

第31条 以下いずれかの条項を満たし、代表が認めた場合は、練習手伝い・未就学児の保護者の付き添いは免除とする。

- (1) 3歳までの乳児がいる場合。
- (2) 母子家庭・父子家庭の場合。
- (3) 特に忙しい家庭の場合。
- (4) 連絡や報告を受け、特に代表が認めた場合。

第10章 個人情報の取り扱いについて、
(個 人 情 報 取 り 扱 い)

第32条 バドミントン団体や市役所や保険会社などに、本クラブの活動に必要だと代表が判断した場合は、当該団体に会員の個人情報を伝えることがある。

第33条 団体の大会結果などで、個人名や写真がインターネットに掲載されることがある。

第34条 本クラブのチラシや、インターネット・SNSなどで、活動報告、会員限定のインターネットアルバムなどで、会員や会員の保護者の写真や動画や名前を掲載することがある。

本規約は、令和6年4月1日より施行される。